

建築基準法上の道路種別凡例

色	道路種別	地図標記	内容等
	4 2 条 1 項 1 号	4 2 - 1 - 1 (国道)	道路法による道路で、幅員 4 メートル以上のもの
	4 2 条 1 項 1 号	4 2 - 1 - 1 (府道)	
	4 2 条 1 項 1 号	4 2 - 1 - 1 (市道)	
	4 2 条 1 項 2 号	整理番号を表示しています。 (開発許可・旧住造)	都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法等による道路で、4 メートル以上のもの
	4 2 条 1 項 3 号	4 2 - 1 - 3	法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に存在する道で、基準時における幅員が 4 メートル以上のもの
	4 2 条 1 項 4 号	4 2 - 1 - 4	道路法、都市計画法等で事業計画のある幅員 4 メートル以上の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
	4 2 条 1 項 5 号	整理番号を表示しています。	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法等によらないで築造する政令で定める基準に適合する幅員 4 メートル以上の道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
	4 2 条 2 項	4 2 - 2 (国道)	法第 3 章の規定が適用されるに至った際（昭和 34 年 12 月 28 日）現に建築物が建ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で特定行政庁が指定したもの 大阪府告示第 578 号（昭和 39 年 7 月 1 日）
	4 2 条 2 項	4 2 - 2 (府道)	
	4 2 条 2 項	4 2 - 2 (市道)	
	4 2 条 2 項	4 2 - 2 (他) 国府市道以外（私道・里道など）	
	非該当 市道	非該当（市道）	
色なし	非該当 市道以外		